

一般社団法人西条市SDGs推進協議会LOVESAIJOポイント運用規程

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人西条市SDGs推進協議会LOVESAIJOポイント部会設置運営規則（以下「設置運営規則」という。）第22条に基づき、LOVESAIJOポイント（以下「ポイント」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ポイント付与対象事業)

第2条 設置運営規則第11条に規定するポイント付与対象事業の実施にあたり、部会員は一般社団法人西条市SDGs推進協議会ポイント付与対象事業実施申請書（様式第1号）を部会長に提出しなければならない。

2 部会長は、前項の実施申請書を受理した場合は速やかに実施の可否を審査し、承認したときは、一般社団法人西条市SDGs推進協議会LOVESAIJOポイント付与対象事業実施承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 部会長は、次の基準に基づき実施の可否を審査する。

(1) LOVESAIJOポイントを付与する事業であること（設置運営規則第13条第3項に規定するポイント還元を除く）

(2) SDGsを推進する取り組みと一緒にPRする事業であること

4 ポイント付与対象事業を通じて付与するポイントの有効期限は、当該ポイントが付与された日から1年以内を原則とする。ただし、申請者から申し出があった場合は、この限りでない。

(ポイント還元の取扱方法)

第3条 設置運営規則第13条第3項に規定するポイント還元の取扱方法は、設置運営規則第2条第3号に規定する利用者（以下「利用者」という。）がLOVESAIJOポイント部会の店舗等においてポイント利用の有無に関わらずポイントの還元を希望した場合、協議会は利用者が示すアプリケーション及び部会長が特別に認める手段を通じ、利用者が当該店舗等において利用者が商品の購入またはサービスの提供によって生じた売上債権を合計した金額に対し、1パーセント分のポイントを還元する。

(ポイントの請求等)

第4条 設置運営規則第14条第2項に規定する支払い又は請求は、支払い及び請求を合算した金額が支払い又は請求のいずれかにおいて1千円を超えない場合、当該金額をそのまま翌月に繰り越すこととする。

(地域応援協力金)

第5条 設置運営規則第15条に規定する地域応援協力金は、前々条に規定する還元ポイントを1ポイントにつき1円の割合で換算した金額とする。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年5月29日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人西条市SDGs推進協議会
LOVESAIJOポイント部会長

一般社団法人西条市SDGs推進協議会
ポイント付与対象事業実施申請書

一般社団法人西条市SDGs推進協議会LOVESAIJOポイント部会設置運営規則に基づき、ポイント付与対象事業の実施を申請します。

1 申請者情報

フリガナ			
事業者名			
所在地			
フリガナ		フリガナ	
代表者氏名		担当者氏名	
担当者TEL		E-mail	

2 実施内容

事業内容 (付与条件)	
実施期間	
ポイント総額 (付与単位)	※ 景品表示法を超える条件の設定はご遠慮ください。
発行ポイント 有効期限	※ 特段の指定がない場合は1年として設定されます。 ※ 上記に限らず、ご希望の場合は別に1年以内で設定することができます。

3 その他

<p>アプリを通じた 情報発信の希望 の有無</p>	<p>希望します ・ 希望しません</p> <p>※ いずれかを選択してください。 ※ 通知の原稿はポイント部会事務局に一任となりますので、ご了承ください。</p>
------------------------------------	--

<p>事業内容と 関係するゴール (複数選択可) ※ゴールの下の枠に ○をしてください</p>	<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 
	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 
	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	

※ 事業実施までに1週間程度の準備期間が必要となります。

※ 宗教的な内容、差別的な内容、政治的な内容、反社会的勢力との関係が認められる内容などの情報の発信はお断りさせていただきます。

様式第2号（第2条関係）

令和 年 月 日

様

一般社団法人西条市SDGs推進協議会
LOVESAIJOポイント部会長

一般社団法人西条市SDGs推進協議会
ポイント付与対象事業実施承認書

一般社団法人西条市SDGs推進協議会LOVESAIJOポイント部会設置運営規則
に基づき、ポイント付与対象事業の実施を承認します。

実施内容

事業内容 (付与条件)	
実施期間	
ポイント総額 (付与単位)	
発行ポイント 有効期限	